

第6期江南市障害福祉計画及び第2期江南市障害児福祉計画 策定業務委託プロポーザル実施要綱

1. 目的

この要綱は、第6期江南市障害福祉計画及び第2期江南市障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）の策定業務委託に係る契約の相手方となる候補者の選定について、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとします。

2. 業務概要

- (1) 業務名 第6期江南市障害福祉計画及び第2期江南市障害児福祉計画策定業務委託
- (2) 業務内容 別添「第6期江南市障害福祉計画及び第2期江南市障害児福祉計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和3年3月31日（水）まで

3. 見積限度額

4,620千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4. 実施形式

公募型

5. 日程

公募開始日	令和2年3月19日（木）
質問書提出期限	令和2年3月26日（木）午後5時まで（必着）
質問書回答日	令和2年3月31日（火）
企画提案書等の提出期限	令和2年4月7日（火）午後5時まで（必着）
審査の結果通知時期	令和2年4月14日（火）予定

※上記スケジュールは予定であり変更する場合があります。また、企画提案書等の受付後、提出物の内容について質疑等を行う場合があります。

6. 参加資格

参加者は、参加申込書等の提出日現在において、以下の要件を満たす者とし、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 江南市入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (3) 江南市業者指名停止基準（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でない等、契約を履行することが困難と認められる状態にない者。
- (5) 「江南市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年9月28日付け江南市長・江南市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

7. 参加申込手続き

(1) 提出書類

プロポーザルの参加者は、本実施要綱、仕様書及び江南市契約規則（昭和54年規則第3号）等の各規定を理解したうえで、次の書類を提出してください。

ア 参加申込書（様式第1）	正本1部
イ 誓約書（様式第2）	正本1部
ウ 参加資格確認書（様式第3）	正本1部
エ 会社概要書（様式第4）	正本1部、副本5部
オ 実績確認書（様式第5）	正本1部、副本5部
カ 業務従事者一覧（様式第6）	正本1部、副本5部
キ 参考見積書（様式第7）及び内訳	正本1部、副本5部
ク 企画提案書（作成方法は「9」を参照）	正本1部、副本5部
ケ スケジュール表（様式は任意）	正本1部、副本5部

(2) 提出期限 令和2年4月7日(火)午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（期限日必着）とします。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については参加者の自己責任とし、提出時の説明は受け付けません。

(4) 提出先 江南市役所 福祉課 障害者支援グループ（担当：間宮）

8. 質問・応答

本実施要綱及び仕様書等の内容について、不明な点がある場合は下記のとおり質問書（様式第8）を提出してください。なお、電話や口頭による質問は受け付けません。

(1) 提出方法 質問書（様式第8）により、電子メールにて提出してください。

※件名は「プロポーザル質問. 送信年月日（西暦8桁）. 会社名」としてください。

- (2) 提出期限 令和2年3月26日(木)午後5時まで(必着)
- (3) 提出先 福祉課 E-mail:fukushi@city.konan.lg.jp
- (4) 回答方法 令和2年3月31日(火)に江南市ホームページに質問内容と回答を掲示します。

9. 企画提案書の作成方法及び留意事項

(1) 企画提案書の規格

- ・提出する書類の規格はA4版縦とし、片綴じ、両面印刷とします。
- ・企画提案は、1者につき1案とする。PRしたいポイントや記載内容の理由、背景等提案趣旨を明確に示し、本業務に対する企画提案等で10ページ以内(A4版5枚以内)とすること。必要に応じてA3版を使用する場合は2ページ扱いとします。なお、表紙はページに含めません。
- ・仕様書の内容を踏まえ、企画提案書等には下記(2)の内容を記載してください。
- ・審査過程において、提案内容を客観的かつ公正に審査するため、企画提案書の表紙のみに法人名を記載し、表紙以外には法人名を記載しないようにしてください。

(2) 企画提案書の構成

ア 障害福祉計画等に対する基本的な考え方及び計画策定の際のポイント

仕様書の業務内容を円滑に実施し、近年の障害福祉計画等の計画策定に見られる傾向や、提案計画の最も特色すべき点について明記してください。

イ 策定作業の内容

調査実施内容・方法、支援内容、成果品のイメージ等

ウ 実行性

計画策定後の運用・活用方法に対する提案

(3) 参考見積書及び内訳(人件費、経費等の明細が分かるようにすること)

- ・合計金額の他に業務内訳明細を記載するものとし、一式計上はしないこととします。
- ・見積金額は仕様書に示した業務規模の範囲内で、今後、市との協議により増加が見込まれる業務等も踏まえて、十分に全体業務を遂行できる費用を積算してください。

10. 審査方法

本実施要綱及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会により書類審査を行い、総合得点の上位の者から優先順位を付けます。

ただし、最高点数提案者が複数ある場合は、プロポーザル審査委員会の議決により順位を決定します。

【評価基準】

評価項目	主な評価事項
業務経歴、 実施体制	業務の実績、業務の実施体制等
企画提案	(1) 障害福祉計画等に対する基本的な考え方
	(2) 計画策定の際のポイントについて（計画イメージ、他計画との連動性、地域の現況、課題への理解）
	(3) 策定作業の内容について（基礎調査、アンケート調査、会議内容）
	(4) 計画内容（実行性）について
	(5) 業務の流れ（作業工程）について
	(6) 業務遂行能力について（企画全般）
参考見積金額	業務コスト

11. 審査結果

- (1) 審査結果については、後日、参加者全員に書面にて速やかに通知します。審査の結果に対する異議の申立て、質問は受け付けません。
- (2) (1) により選定された第一交渉権獲得者に対して、ヒアリングを実施し決定します。協議が不調に終わった場合は、次点の提案者とヒアリングを実施し、決定するものとします。
- (3) (2) により決定した提案者が提出した企画提案書に記載された事項のうち、必要なものについて、市と受託候補者の協議のうえ、仕様書を変更し、又はこれに追加することにより、本業務に係る契約時における仕様書とすることができるものとします。

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は、認めません。
- (3) 提出された書類は、参加者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 審査の段階で提出された企画提案書等の内容について、質問する場合があります。

13. 情報公開及び提供

市は参加者から提出された企画提案書等について、江南市情報公開条例（平成15年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの候補者決定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

14. その他留意事項

（1）言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

（2）費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て参加者の負担とします。また、緊急やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において公募型プロポーザル方式に要した費用を市に請求することはできません。

（3）参加辞退の場合

参加申込後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第9）を福祉課あてに提出してください。

（4）失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提案者が同一事項の課題に対して2以上の提案をしたとき

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 提案者が他人の提案の代理をしたとき

オ 本実施要綱等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

カ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

キ 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又はこれらが識別しがたい見積り又は金額を訂正した見積りをしたとき

ク 参考見積書の金額が「3. 見積り限度額」を超過した場合

ケ 提案者が審査の公平性を害する行為を行った場合

コ 前各号に定めるもののほか、プロポーザル審査委員会が企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があったと認めたとき

（5）著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は受託者にあらかじめ通知することによりその一部又

は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとします。
(6)参加者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、
異議を申し立てることはできません。

15. 問合せ先(担当課)

江南市役所 福祉課 障害者支援グループ (担当:間宮)

電話番号:0587-54-1111(内線253) E-mail:fukushi@city.konan.lg.jp